

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令 案要綱(高年齢被保険者の特例)

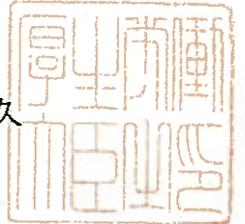
厚生労働省発職0621第1号

令和3年6月21日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一 特例高年齢被保険者に関する事務の管轄

1 法第三十七条の五第一項、第二項及び第四項の規定による厚生労働大臣の権限は、公共職業安定所長に委任するものとする。

2 法第三十七条の五第一項の申出をして高年齢被保険者となった者（以下「特例高年齢被保険者」という。）について行う雇用保険に関する事務（失業等給付（雇用継続給付を除く。）並びに雇用安定事業及び能力開発事業に関する事務を除く。）は、その者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所（以下「管轄公共職業安定所」という。）の長が行うものとする。

二 特例高年齢被保険者となるための申出

1 特例高年齢被保険者となるための申出は、次に掲げる事項を記載した届書に労働契約に係る契約書、労働者名簿、賃金台帳その他の当該事項を証明することができる書類を添えて、個人番号登録届と併せて管轄公共職業安定所の長に提出することによって行うものとする。

- (一) 当該申出を行う者の氏名、性別、住所又は居所及び生年月日
 - (二) 当該申出に係る事業所の名称及び所在地
 - (三) 当該申出に係る適用事業における一週間の所定労働時間
 - (四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、当該申出に必要な事項として職業安定局長が定めるもの
- 2 1の申出を行う者は、当該申出に係る事業主が同居の親族（婚姻の届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）その他特に確認を要する者として職業安定局長が定める者に該当する場合には、1に規定する届書に、1に規定する書類のほか、職業安定局長が定める書類を添えなければならないものとする。
 - 3 1の申出を行う者は、1及び2の規定にかかわらず、職業安定局長が定めるところにより、これらの規定に定める書類を添えないことができるものとする。
 - 4 事業主は、1の申出を行おうとする者から当該申出を行うために必要な証明を求められたときは、速やかに証明しなければならないものとする。
 - 5 公共職業安定所長は、1に規定する届書の提出があつた場合において、特例高年齢被保険者となつ

たことの事実がないと認めるときは、その旨を特例高年齢被保険者となったことの事実がないと認められた者及び当該届書に係る事業主に通知しなければならないものとする。

三 二の1の申出を行う者の一の事業主の適用事業における一週間の所定労働時間の下限

二の1の申出を行う者の一の事業主の適用事業における一週間の所定労働時間の下限は、五時間とする。

四 特例高年齢被保険者でなくなったことの申出

1 特例高年齢被保険者でなくなったことの申出は、特例高年齢被保険者が法第三十七条の五第一項各号の要件を満たさなくなったとき、当該事実のあった日の翌日から起算して十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書に労働契約に係る契約書、労働者名簿、賃金台帳その他の当該要件を満たさなくなったことの事実及びその事実のあった年月日を証明することができる書類を添えて管轄公共職業安定所の長に提出することによって行うものとする。

- (一) 当該申出を行う者の氏名、性別、住所又は居所及び生年月日
- (二) 当該申出に係る事業所の名称及び所在地

(三) 法第三十七条の五第一項各号の要件を満たさなくなった理由

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、当該申出に必要な事項として職業安定局長が定めるもの

2 1の申出を行う者は、法第三十七条の五第一項各号の要件を満たさなくなった理由が離職であるときは、1に規定する届書に、1に規定する書類のほか、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えなければならないものとする。ただし、1に規定する届書を提出する際に当該特例高年齢被保険者が離職票の交付を希望しないときは、この限りでないものとする。

(一) (二)に該当する者以外の者 離職証明書及び貸金台帳その他の離職の日前の貸金の額を証明することができ書類

(二) 第三十五条各号に掲げる者又は第三十六条各号に掲げる理由により離職した者 (一)に定める書類及び第三十五条各号に掲げる者であること又は第三十六条各号に掲げる理由により離職したことを証明することができ書類

3 1の申出を行う者は、1及び2の規定にかかわらず、職業安定局長が定めるところにより、これらの規定に定める書類を添えないことができるものとする。

4 特例高年齢被保険者を雇用する事業主は、1の規定にかかわらず、当該特例高年齢被保険者が、死亡その他のやむを得ない理由として職業安定局長が定めるものにより特例高年齢被保険者でなくなつたときは、当該事実のあつた日の翌日から起算して十日以内に、同項に規定する届書を提出しなければならぬものとする。

5 事業主は、1の申出を行おうとする者から当該申出を行うために必要な証明を求められたときは、速やかに証明しなければならぬものとする。

6 公共職業安定所長は、1に規定する届書の提出があつた場合において、特例高年齢被保険者でなくなつたことの事実がないと認めるときは、その旨を特例高年齢被保険者でなくなつたことの事実がないと認められた者及び当該届書に係る事業主に通知しなければならぬものとする。

7 1に規定する届書が提出された場合の離職票の交付について、資格喪失届の提出がされた場合の離職票の交付に係る規定の準用をするものとする。

五 特例高年齢被保険者に対する確認の通知の特例

公共職業安定所長は、労働者が特例高年齢被保険者となつたこと又は特例高年齢被保険者でなくなつ

たことの確認をしたときは、それぞれ、職業安定局長が定める様式により、その旨を当該確認に係る者及びその者を雇用し、又は雇用していた事業主に通知しなければならない。この場合において、当該確認に係る者に対する通知は、当該事業主を通じて行うことができるものとする。

六 特例高年齢被保険者に対する転勤届の特例

1 特例高年齢被保険者は、その雇用される事業主の一の事業所から他の事業所に転勤したときは、当該事実のあった日の翌日から起算して十日以内に、転勤後の事業所の名称及び所在地並びに被保険者の氏名その他の職業安定局長が定める事項を記載した届書に労働者名簿その他の転勤の事実及びその事実のあった年月日を証明することができる書類を添えて管轄公共職業安定所の長に提出しなければならないものとする。

2 特例高年齢被保険者は、1の規定にかかわらず、職業安定局長が定めるところにより、1に定める書類を添えないことができるものとする。

3 事業主は、1の規定による届出をしようとする者から当該届出をするために必要な証明を求められたときは、速やかに証明しなければならないものとする。

七 特例高年齢被保険者に対する個人番号変更届の特例

特例高年齢被保険者は、その個人番号が変更されたときは、速やかに、個人番号変更届を管轄公共職業安定所の長に提出しなければならないものとする。

八 特例高年齢被保険者に対する休業開始時賃金証明書の特例

1 特例高年齢被保険者は、法第六十一条の四第一項に規定する休業を開始したときは介護休業給付金支給申請書の提出をする日までに、法第六十一条の七第一項に規定する休業を開始したときは育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書の提出をする日までに、休業開始時賃金証明書に労働者名簿、賃金台帳その他の当該休業を開始した日及びその日前の賃金の額並びに雇用期間を証明することができる書類を添えて管轄公共職業安定所の長に提出しなければならないものとする。

2 特例高年齢被保険者は、1の規定にかかわらず、職業安定局長が定めるところにより、1に定める書類を添えないことができるものとする。

3 公共職業安定所長は、1の規定により休業開始時賃金証明書の提出を受けたときは、当該休業開始

時賃金証明書に基づいて作成した休業開始時賃金証明票を当該特例高年齢被保険者に交付しなければならないものとする。

4 事業主は、1の規定による届出をしようとする者から当該届出をするために必要な証明を求められ
たときは、速やかに証明しなければならないものとする。

九 特例高年齢被保険者に対する雇用安定事業等の特例

第四章において、特例高年齢被保険者は、別段の定めがある場合を除き、被保険者でないものとみなすものとする。

十 特例高年齢被保険者に対する専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の特例

専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の対象者について、高年齢被保険者から特例高年齢被保険者
を除くものとする。

十一 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 施行期日等

一 施行期日

この省令は、令和四年一月一日から施行すること。

二 経過措置

この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。